

第9回熊本市・富合町合併協議会会議録

日 時 平成19年10月12日（金）
会 場 KKR ホテル熊本 2階 城彩

開会時間 午後 2時00分
終了時間 午後 2時50分

○ 出席委員等（22名）

会 長	幸 山 政 史				
副会長	村 崎 秀				
委 員	三 嶋 輝 男	田 中 榮 信	牛 島 弘		
	江 藤 正 行	上 村 恵 一	米 原 靖 雄		
	内 藤 信 博	松 永 隆	福 原 政 治		
	宮 原 スエ子	森 日 出 輝	田 川 家 稔		
	岩 永 則 勝	金 子 雄 子	本 田 慶 信		
	江 野 秀 春	原 田 みよ子	長曾我部 久		
	西 村 榮 記	松 見 辰 彦	井 川 正 明		

○ 欠席委員等（1名）

森 川 治 雄

○ 熊本市・富合町合併協議会事務局出席員

豊 永 信 博	坂 本 泰 三	紫 垣 克 也
村 上 誠 也	中 川 和 徳	田 中 邦 彦
田 中 徹	池 田 哲 也	喜 佐 田 充 伸

第9回熊本市・富合町合併協議会次第

日 時：平成19年10月12日（金）午後2時～

場 所：KKRホテル熊本 2階 城彩

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

〔協 議〕

(1) 前回提案

協議第15号 一部事務組合等の取扱いについて

協議第27号 消防防災の取扱いについて（その3）

協議第31号 各種福祉制度の取扱いについて（その4）

協議第32号 清掃事業の取扱いについて（その2）

協議第37号 都市計画の取扱いについて（その1）

協議第18号 補助金・交付金等の取扱いについて

(2) 今回提案

協議第40号 教育関係事業の取扱いについて（一部再提案）

協議第16号 使用料・手数料の取扱いについて

〔その他〕

4 閉 会

午後2時開会

司会

それでは、定刻になりましたので、ただ今から第9回熊本市・富合町合併協議会を開会いたします。本日は御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

ここで配布資料の確認を行います。御手元に1枚紙で「第9回熊本市・富合町合併協議会次第」、「出席者名簿」、その後ろに座席表が付いております。それと綴じてあります「第9回熊本市・富合町合併協議会」の冊子、「熊本市・富合町合併協議会協議項目一覧」がございます。以上4種類の資料を配布しております。資料の不足等がございましたら事務局までお申し出いただきたいと思っております。御確認いただきありがとうございます。

それでは御手元に配布しております会次第に従いまして進行させていただきます。まず最初に、本協議会会長であります熊本市の幸山市長が御挨拶申し上げます。

開会挨拶

幸山 政史 熊本市長

皆さんこんにちは。第9回目の協議会の開催にあたりまして、一言、御挨拶申し上げます。

本日は、それぞれ委員の皆様方におかれましては、前回の開催から日もあまり経過しないうちの開催でございますが、それぞれ日程調整をしていただきまして御出席をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、前回の合併協議会でございますが、両市町にとりまして大変重要な項目でもございます「合併市町村基本計画」あるいは「事務組織及び機構の取扱い」など5項目につきまして御承認をいただいたところでございます。

また、本日は前回提案をいたしました「一部事務組合等の取扱い」や「消防防災の取扱い」等、6項目につきまして御審議をお願いすることになりますが、委員の皆様方にはこれまで同様忌憚のない御意見をいただきました上で、御承認をいただければ、大変幸いと存じているところでございます。

さらには、今回提案分など2項目を提案させていただきますので、多くの貴重な御意見をいただきますように重ねて申し上げます。

委員の皆様も御案内のとおり、この合併協議会におきまして協議を行います項目でございますが、残りわずかとなっております。合併に向けました取り組みもいよいよ最終段階に差し掛かっていると実感しているということでございます。両市町の住民の皆様の声を調整方針に十分に反映できますように、これまで取り組んでまいったところでございますが、今回におきましても、より良い調整方針が図れますように委員の皆様のお意見を賜りながら、実のある会議にしたいと考えておりますので、なにとぞよろしく御願申し上げます。

最後に少し余談になりますけれども、これまで富合町さんのお祭りでございますとか、

いろいろな行事に参加をさせていただいております。御案内いただきまして、町長さん始め富合町の皆様方、ありがとうございます。今日からですね、熊本城築城400年祭の秋絵巻が開催をされることとなりますので、今日から28日まで開催をされることとなります。夜のステージでございますとか、あるいは特に今週末、土曜日曜あたりには、城内だけではなく、城下町一体となりましてお祭りを行っておりますので、どうぞ都合が許しますならば足をお運びいただければ大変幸いに存ずる次第でございます。富合町の皆様だけではなく、熊本市側の皆様方もどうぞ、お越しいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、改めまして両市町にとりまして合併が成就し、両市町の着実な方向性を示すことができますようお願い申し上げます。冒頭にあたりましての御挨拶に代えさせていただきます。どうぞ、よろしく申し上げます。

司会

それでは、これより「次第3議事」に入らせていただきます。会議の進行につきましては、協議会規約第10条第2項の規定により会長が議長となることとなっておりますので、これから先は会長に議事進行をお願いします。

会長

それでは、議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、「委員の出席数について」でございますが、本日は委員22名の御出席をいただいておりますので協議会規約第10条第1項の定足数を満たしておりますことをここに、御報告申し上げます。

それから会議録署名委員の指名を行いたいと思います。熊本市から森委員、富合町から米原委員をお願いしたいと思います。御両名よろしくお願い申し上げます。それでは早速、御手元の次第に沿いまして議事を進めてまいりたいと存じます。それでは、これより「次第3議事」に入らせていただきます。最初に「協議」でございます。協議につきましては、まず「前回提案」をお諮りいたします。

前回提案しました6協議項目につきまして、今回、承認の是非をお諮りいたします。それでは、前回提案の協議第15号「一部事務組合等の取扱いについて」につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

7頁をお願いいたします。協議第15号「一部事務組合等の取扱いについて」ということでございます。これにつきましては、一部事務組合等の取扱いについては、関係団体との協議の結果、次のとおり取り扱うものとするということでございます。(1)でございます。熊本県市町村総合事務組合及び熊本県市町村職員共済組合については、富合町が合併

の日の前日をもって当該組合から脱退し、その事務を熊本市が行うということでございます。(2) 宇城広域連合については、富合町は合併の日の前日をもって当該連合から脱退するが、富合町域にかかる消防に関する事務、し尿処理施設に関する事務、ごみ処理に関する事務及び火葬場に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。この加入期間及び介護認定等その他の事務の取扱いについては、合併時までには宇城広域連合と調整を行うということでございます。2、でございます。富合町に係る熊本県への事務の委託については、合併の日の前日をもって委託を廃止し、その事務を熊本市が行う。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第15号につきまして、御質問・御意見等がございますならお願いいたします。

ありませんでしょうか。ないようでございますなら、原案のとおり承認ということによりましょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第15号「一部事務組合の取扱いについて」につきましては、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議第27号「消防防災の取扱いについて(その3)」につきまして、事務局からの説明をお願いします。

事務局

13頁をお願いいたします。協議第27号「消防防災の取扱いについて(その3)」でございます。1、合併後、富合町域にかかる常備消防に関する事務については、熊本市が合併の日から当分の間、新たに宇城広域連合に加入する。宇城広域連合脱退後、富合町域に消防出張所を設置するということでございます。2、非常備消防(消防団)の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。富合町の消防功労金については廃止する。3、消防団運営交付金については、合併時に熊本市の例により統合する。4、消防水利施設の設置、維持及び管理については、合併時に熊本市の例により統合する。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第27号につきまして、御質問・御意見等がございますならお願いいたします。ありませんでしょうか。ないようでございますなら、

原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第27号「消防防災の取扱いについて(その3)」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。続きまして協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて(その4)」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

19頁をお願いいたします。協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて(その4)」でございます。1、緊急通報体制等整備事業については、富合町の緊急通報受信装置の共同リース期間満了後、熊本市の例により統合するということでございます。以上でございます。

会長

ただ今説明がありました、協議第31号につきまして御質問・御意見等ございますならお願いいたします。ありませんでしょうか。もし、ないようでございますなら協議第31号につきましても、原案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。それでは、協議第31号「各種福祉制度の取扱いについて(その4)」につきましても、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第32号「清掃事業の取扱いについて(その2)」につきまして事務局からの説明をお願いします。

事務局

23頁をお願いします。協議第32号「清掃事業の取扱いについて(その2)」でございます。1、清掃事業のうち下記の事業については、熊本市が宇城広域連合に加入している間は現行制度を存続する。宇城広域連合から脱退した場合は熊本市の例により統合する。1つは廃棄物の処理及び清掃、そしてごみ収集事業のこの2つでございます。以上でございます。

会長

ただ今、事務局からの説明がありました協議第32号につきまして、御質問・御意見等ありませんでしょうか。ないようでありますなら、原案のとおり承認ということによろしいですか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第32号「清掃事業の取扱いについて(その2)」につきましても原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして協議第37号「都市計画の取扱いについて(その1)」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

27頁をお願いいたします。協議第37号「都市計画の取扱いについて(その1)」。これは、継続になっております。下の方を見ていただきますと、前回までは都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐとなっております。この内容で継続となっておりますが、今回修正提案をさせていただきます。修正後の内容といましては、都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引き継ぐ。合併後直ちに富合町区域の宇土都市計画区域の取扱いについて、関係機関と協議するものとするということでございます。これは修正でございますので、内容的にはそういうことでございます。これに関しましては、宇土市からの申し入れがあつておりましたりとか、それから富合町との話し合いもございましたので、このような形で修正させていただいて、提案させていただくものでございます。以上でございます。

会長

ただ今説明のありました、協議第37号につきまして修正案が出されたところでございますが、御質問・御意見等がありますならお願いいたします。

松永委員さん、どうぞ。

松永委員

富合の松永でございます。この都市計画についてはですね、前回資料をもってということで、皆様方にお話をしておったと思いますが、今回協議の中で県条例にもあります市街化調整区域の土地利用についてという中身につきまして、いろんな協議をさせていただきました。その中で今の富合町、要するに熊本都市圏を離脱した中で、いま白地と農振地がございます。その中で毎回言うように、現状は家が建てられるという簡単な説明なんです

がそういった現状でありながら、今後の政令指定都市を目指している中で、政令指定都市になったときに区域区分が行われると。そういった中で法で決まっている区域区分に関しては、避けられないということで、市街化調整区域になったときにですね、土地利用についての緩和をお願いしたいと。その中で1つの例として県条例の中身をですねしたときに、富合町の現状では、なかなか家が建てられないような条件というのがありますので、政令指定都市になったときに、熊本市が独自に条例を作ってください、そのへんの富合町の今までの流れといいますか、熊本都市圏離脱をした思いというのは、富合町も約1万5千人あたりの町づくりをやりたいと。そういう願いの元に、そういった経緯があるということでございます。

そこでですね、今回幸山市長宛てに要望書を提出しております。そういった要望書をですね、議長もこられておりますが、私が都市計画に関して、質問させていただいておりますので、私が代読で要望書の内容を読ませていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

「熊本市長幸山政史様、合併後に政令指定都市となる場合の都市計画の取り扱いについての要望書

熊本市と富合町の合併協議につきましては、御高配を賜りお礼を申し上げます。お陰をもちまして、数多くある協議の中で大部分の協議についての承認がなされておりますが、現在、都市計画の取扱いについての協議が継続審議となっております。

御存知のとおり富合町は、過去に都市計画の線引きにより町の大部分が市街化調整区域の指定を受け、厳しい住宅建築の規制により町及び各地区の活性化を無くす等の弊害を受けた経験をもっております。

熊本市と富合町の合併が直接都市計画の変更につながるとは考えておりません。しかし、合併後に政令指定都市となり線引きを余儀なくされる場合に、過去の経緯から富合町民の心配を払拭するために、下記の取り扱いについて御配慮下さいますよう要望申し上げます。」

市街化調整区域内の土地利用についてということで、中身を読ませていただきます。

「都市計画の線引きが行われる場合、現在の富合町では大部分が市街化調整区域の指定を受けることが推定されることから、町民が心配しております市街化調整区域の宅地開発制度について要望申し上げます。

富合町の用途地域及び山間部を除いた総てが農業振興地域となっており、中でも農用地区域については、農地として保存する区域と認識しておりますが、富合町が熊本都市計画区域から宇土都市計画区域と変更（H. 13. 4）になった後に、農振地域の見直し（H. 15）が行われており、集落周辺において開発等の目的で農用地区域から白地区域への見直しが行われております。

このような状況を見ますと、現在県条例で定めてあります集落内開発制度の運用が、富合町住民の意向に沿えるものではないかと判断しておりますし、熊本市も今後は条例化を

検討されると聞いております。つきましては、政令指定都市となる際には、一、既存集落内開発制度の条例を制定すること。一、既存集落内開発制度の運用における既存集落及び区域の設定の捉え方については、住民の意見を聞きながら富合町の各集落及び集落周辺の農振白地区域の実情に即した取扱いに配慮すること。以上2点につきましてご要望申し上げます。富合町議会議長 米原靖雄 他9名の議員の署名がされて、提出しております。以上の中身で、市長の方に要望書を出しておりますので、回答をいただいた中でですね、次回の返事をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただ今、松永委員さんの方から都市計画の取扱いについて、土地利用につきましての要望書を、確かに私宛にいただいているところでございまして、現在、回答の中身につきまして検討中というところでございます。しばらく時間をいただいた上で御回答をさせていただきたいと考えております。

ただ今の松永委員さんの御意見をいただいたところでございますが、他の皆様方から御質問・御意見等ございますでしょうか。今回、再提案ということになりましたので、この採決につきましては次回ということにいたしたいというふうに思いますが、御意見・御質問ございますならお願ひいたします。特に他はございませんでしょうか。ないようでございますなら、ただ今再提案されました協議第37号につきまして、次回に審議いただくということで取り扱わせていただきます。

続きまして、協議第18号「補助金・交付金等の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願ひいたします。

事務局

31頁をお願ひいたします。協議第18号「補助金・交付金等の取扱いについて」継続分ということでございます。補助金・交付金等でございますが、両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとするということでございまして、この個別の調整につきましては、別途御審議をいただいているというところでございます。以上でございます。

会長

ただ今、説明がありました協議第18号につきまして御意見・御質問等ございませんでしょうか。ありませんでしょうか。ないようでございますなら、原案のとおり承認ということではございますでしょうか。

(承認の意思表示有り)

会長

ありがとうございます。協議第18号「補助金・交付金等の取扱いについて」につきまして、原案のとおり承認とさせていただきます。

続きまして、協議2の今回提案分に入らせていただきます。今回提案分の1協議項目につきまして、最初の協議になりますので、委員の皆様にご説明を行いました上で、次回の協議会で承認の是非をお諮りいたしたいと考えております。よろしくお祈りを申し上げます。

それでは、協議第40号「教育関係事業の取扱いについて（一部再提案）」につきまして事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

今回提案等の分につきまして説明をいたします。39頁をご覧ください。協議第40号「教育関係事業の取扱いについて（一部再提案）」でございます。ここでお断りを申し上げたいと存じますが、この40号の教育関係事業の取扱いにつきましては、7月3日の第5回合併協議会で提案を申し上げ、7月30日の第6回合併協議会で御承認をいただいたところでございます。大変申し訳ございませんが、その後公民館と図書館については、合併特例区で設置管理することができないということが判明いたしましたので、その部分の削除と再提案をお願いするものでございます。理由を御説明いたしますと、施設を設置しております主体となるところが図書館法等の個別の法律によりまして制限されております場合は、普通地方公共団体であります市町村に限定されております。そのため特別公共団体であります合併特例区ではこれを設置できないということを国・県の見解を先般いただいたところでございます。そのため、再度両市町の作業部会の方で検討協議を行って調整した案が今回一部再提案をさせていただくものでございます。ここの2-1、2-2、2-3をご覧ください。2-1の部分で合併特例区の管理施設として各種体育施設は変わりませんが、公民館についても既定をいたしておりました。この公民館の運営につきましては、合併特例区から外すということでございますので、2-2として上げさせていただいております。公民館の運営につきましては、合併時に熊本市富合公民館として統合する。ただし、公民館ホールについては、新たに文化ホールとして設置するものでございます。それから2-3でございますが、その公民館の使用料でございます。公民館使用料につきましては、熊本市合併時に富合公民館及びホールの使用料については、5年間に限り現行どおり継続する。その後は熊本市の例により統合するというものでございます。

それから、40頁をお開きください。次に図書館についての表記が4、5でございます。4に図書館についても合併特例区の管理施設として継続するとしておりましたが、これも外しますので、図書館の施設管理運営につきましては、熊本市富合公民館図書室といたし

まして、閉館時間については5年間に限り現行のとおり継続する。その後は熊本市の例により統合するというものでございます。それから5の図書の管理等につきましては、合併時に熊本市富合公民館図書室となりまして、電算システムは統合いたしますが、複写サービスの廃止等、一部を除き、5年間に限り現行どおり継続するものでございます。その後は熊本市の例により統合するものでございます。個票を見ていただきますと、43頁の方でございますが、開館時間は現在でも同じでございますので、右に書いておりますが合併時に2の休館日につきましては統一するという、それから3の夜間管理等、こういった管理の面がございます。その下に書いてございます職員数、組織及び勤務体制は今後、調整を両市町で行っていくものでございます。それから44頁をご覧ください。公民館ホールについてでございます。この公民館にはアスパル富合と称されておりますけれども、公民館ホールとして406席のホールがございます。これは合併時に文化ホールといたしまして、条例制定を行う予定でございます。天明地域におきましても、同様の施設がございまして、天明ホールとして条例化して管理を行っております。それと同様の取扱いをするというものでございます。それから45頁をご覧ください。公民館の使用料についてでございますが、5年間に限り継続しますが、ホールを公民館が使用する場合には市の公民館ホール使用料にあわせて減免を行うものでございます。それから46頁をご覧ください。これ以降は図書館の施設管理運営についてでございます。この表におきましては、熊本市の方は市立の図書館、それから公民館図書室。これは例に東部公民館図書室を上げております。富合町の方は富合図書館ということで、現在図書館法に基づく図書館でございます。市の方は図書館法に基づくものが市立図書館でございまして、図書室は公民館の1組織となります。この規模を見ていただくと、お分かりになるかと思いますが、図書室の規模といたしましては、この東部公民館図書室とだいたい似たようなものを持っておりますので、公民館の図書室と位置付けさせていただくというものでございます。そして、47頁をご覧くださいまして、管理体制につきましては、右の方に書いておりますように、職員数、組織、及び勤務体制は今後教育委員会で調整を行っていくというものでございます。さらに、利用時間及び休館日につきましては、市の制度に原則統一いたしますけれども、閉館時間が現在違っております。このサービスにつきましては、5年間現行のとおり継続していくというものでございます。それから、48頁をご覧ください。これ以降は図書の管理の面での調整事項、協議事項でございます。こちらに書いておりますように、図書の管理例えば、49頁の下にございます図書購入等につきましては、独自の予算体制を富合町の図書館につきましては維持してまいりまして、熊本市では来年度以降は図書館の方で、公民館図書室も一括管理を行いますが、富合町の方は独自の予算体制を維持しながらこの選書管理を始めとした体制も5年間維持していくという考えでございます。それから50頁をご覧ください。最後に管理の中でも貸し出しでございますが、AV資料や雑誌の貸し出しについてでございます。これにつきましては、現行のまま5年間富合町の地域の住民の方には貸し出しを続けるというものでございます。それから一部変わりますものといたしまし

て著作権法上、図書館法上の図書館にしか複写サービスはできないということになっておりますので、複写サービスについては残念ながら廃止をさせていただくと。ただ、これ1年間で35件程度の実績のようでございますので、影響は割りと少なめではなかろうかというふうに考えております。以上でございます。

会長

ただ今、事務局から説明がありました協議第40号、再提案分でございますが、これにつきまして御意見・御質問等がございましたらお願いいたします。特にございませんでしょうか。御意見等ないようでございますので、次の協議項目に移ってもよろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

続きまして協議第16号「使用料・手数料の取扱いについて」につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局

それでは、51頁をご覧ください。協議第16号「使用料・手数料の取扱いについて」でございます。これもお断りを申し上げますが、本来前回提案分の協議事項でございますが、今回公民館の使用料、あるいは図書館の複写サービスについての使用料関係を今回再提案をいたしております。その為こういう形での、この図書館公民館の再提案の後に回させていただきました。住民の一体性の確保や、負担の公平の観点により、両市町で同一または同種の使用料・手数料については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、両市町のこれまでの経緯、実績等を配慮し、新市に移行後も当分の間現行どおりとするなど経過措置を設けるものとするというものでございます。

54頁の内訳の方をご覧くださいと思います。手数料の方で前回提案をいたしました、32-5大型ごみ手数料、一般廃棄物の処理手数料という提案を申しあげましたので、前回一緒に使用料手数料を上げさせていただきました。今回修正で上の手数料でございます。40-19、40-23の公民館使用料と図書館の複写サービスを再度あげましたので、今回再提案をさせていただきますので、今回は継続審議ということで次回に承認を諮りをできれば、申し上げたいというものでございます。

会長

ただ今、説明のありました協議第16号「使用料・手数料の取扱いについて」につきましては、先ほど再提案がありました協議第40号「教育関係事業の取扱いについて」に関

連がございますので、今回につきましては継続審議ということで、よろしいでしょうか。

(了承の意思表示有り)

会長

それでは、協議第16号「使用料・手数料に取扱いについて」につきましては、継続審議とさせていただきます。協議につきましては以上をもちまして終了とさせていただきます。

それでは、最後になりますがおの他となっておりますけれども委員の皆様から何かございませぬでしょうか。お知らせ・報告、あるいは全体を通りしての御意見等何でも結構でございますが。

どうぞ、お願いいたします。

長曾我部委員

ぼちぼち終わりにになると聞きましたので、1、2指摘させていただきたいと思ひます。質問ではございませぬので、回答していただく必要はないんですが。1点はですね、この会議の議題で出なかつたと思ひますが、富合町の町民税と熊本市の市民税の格差というのがあるのか。どの程度なのか。これはですね、他の都道府県で合併した時に後で問題になったという例があるというふう聞いております。そういうことがあつては、いかんのですね、知つとく必要があるのではないかと思ひます。富合の方が新市になった途端にだいぶ税金が上がつたということではですね、問題だらうなと思ひます。それが1つと、もう1つは合併した後、富合町の役所はどれくらいの規模になるのだらうかと。合併ということは足し算ではない。合併効果ということで当然、企業の場合だつたら管理部門は半減ということになりますね。そういう感覚でいつたら、富合町というのは市の方にだいぶ業務が移管される部門があるから、おそらく50人や60人の規模になるんじゃないだらうかと、私は推察するんですが。やっぱりそういうところで合併効果というものをどう出していくかということを考えるのは当然だらうと思ひます。基本的に私は合併は賛成であるし、富合の方は福祉面で非常に改善されるであらうと、良くなるであらうなと思ひております。ただこれは農業面での問題では又、別だと思ひます。それで、この前ですね、私が新市財政10年計画で納得いかんと申し上げた点ですが、今年の19年から10年後まで、市税を据え置いているということをおわられたんですが。人口が減少して高齢化したら、当然据え置いても歳入は減るはずなんです。それが据え置いておると。それは理屈にならないのじゃないかなということが1つと、もう1つは事業所が増えてこのところ3%ずつと増えているから、10年後まで3%増でおいてますとのおわられた。これをやると入つてこないものをあてにして予算を組んで、そして赤字になって市税を上げると。だから今は合併をするためにいい条件を出しておられるけれども、あとあと市税がどんどん上がつてい

くようになると困るわけですね。この長期計画というのは、そう簡単に修正できないんですよ。人員採用計画が基本ですからね。そういう意味で、ちょっと計画は納得いかないなと思っているわけです。基本的に政令指定都市になって、そしていい条件を受けられたらいいんですけども、市としても自主努力で、どんどんスリムになって税金を下げっていくぐらいのつもりで、取り組まなければならないのかと。まして今後ですね、大きく経済が成長するとは思えないし、熊本県は産業立地という意味では不利な立場にあるわけですから、観光と農業が重点でないといかんと。観光政策もちょっと遅れている、ポイントがずれているような感じで、私は受け取っているわけです。農業につきましては国自体も何とかせないかんと。後継者の問題とか、農業政策を何とかせないかんと。そういう事態であるから、熊本市も、富合町を合併して都市化するのではなく、農村部を持った熊本市という感覚でなかったらね、今後引き続いて周辺の町を合併していくには非常に難しいと私は見えています。以上でございます。

会長

ありがとうございます。全体を通しての御意見、これまでもですね、おっしゃられたものも含めまして、改めて合併後の姿に対する御意見。さらには、現在の熊本市に対する御指摘等もいただいたところでございます。それぞれの今、御指摘をいただいたことに関して、しっかりと受け止めさせていただきまして、より自助努力も含めまして魅力の向上に向けて精一杯努力をしてみたいと考えております。ありがとうございました。

どうぞ、原田委員お願いします。

原田委員

私も長曾我部委員さんの意見と重複するのと若干違うのがあるんですが、パリに行ったときにパリ周辺は本当に田舎で、パリの中だけはファッションと文化があるんですけども、ちょっと周辺に行きましたらロワールとか含めて田舎の田園風景なわけで、そういうふうになったらなという部分をこの公募のときに文章に書いて出したわけです。それと、最近雑誌を見ましたときに、省庁のインタビューで基地とかが書かれてて、新幹線の基地は固定資産とかが入ってくるという部分も言ってらっしゃったような気がするので、熊本市にとってマイナスだけではなくて、もっと将来新幹線基地なんかが合併したら固定資産が入ってくるのかなと思ったりしてですね。今は合併して富合が入られることは市民としてはマイナスの面もあるけれども、将来的に見たらプラスになるのかなと私は思っているところで、合併もいいのかなと。大いなる文化と田園都市が熊本は福岡と違うというところの政令都市を目指していいのかなと思っているところなんです。そういうのがちょっと、固定資産税と新幹線基地なんかのことが言われてないので、そういうプラス面もあるのかなと思っております。

会長

副会長の町長さんの方からのお話があるようですから、マイクをお渡しします。

村崎町長

今、指摘のとおり新幹線の車両基地の買収はほとんど終わりました。だいたい車両基地が22ha、22町、それと合わせて、富合町内を通過する車両の路線、それを合わせると30町近くあると思います。今のところ新幹線と合わせて三島特例という、減免措置があります、暫くの間。それで、だいたい入ってくれば将来的には、かなりの固定資産税が入ってくると思います。しかしながら三島特例といいますのは、北海道、四国、九州、3つの島の新幹線は、減免措置を被っております。これと合わせて、JR九州がまだ弱体ということで、新幹線の減免措置があるわけです。この2つがあるから今、普通に来るなら2〜3億きやせんかと思いますが、だいたい、12分の1が今年から入ってきます。将来には、かなりの固定資産税が入ってくると思います。民間企業でございますので、減免措置の特例がございますから、かなりの金が入ってくると思っております。これと合わせてですね、車両基地の部分だけはどうにか減免措置を解いてくれんかということ、代議士先生方に働きかけております。なかなか簡単にはいきませんが、せめて車両基地の22町分ぐらいの面積については、熊本市に合併してからもですね、運動を続けていただきたいと思いますが、その分についての固定資産税はどうにかならないかということ、ですね、代議士さんを通じて話をしております。新幹線の車両基地が、来年の2月から建築に入ってきます。そしてまたその中にも、いろんな注文をつけておりますので、かなりの地域に対する大変な効果がありはしないかと思っております。熊本市に入りますけれども富合地区に車両基地を中心とした町づくりを私は考えておりました。その中で、見学施設、または学習施設を作ってくれという要望を出しておりますので、かなりの実現性が出来ております。どこにもそういう施設がありますので、新幹線の車両基地は1つの私たち地域の宝と思っておりますので、今盛んに私たちも交渉して、よりよい施設ができるように努力をしておりますので、是非熊本市も期待していただきたいと。将来的にはかなりの税収が入ってくることは間違いありません。

会長

合併といいますのは、短期的に考えますと行政サービスの違いがそれぞれあるわけですから、その中にはプラスもあればマイナスもあるということ。これは否定できないというふうに思っております。しかしながら、これをですね、将来に渡って長期的な中でですね、合併してよかったというふうに、感じていただけるようにですね、しっかりと議論をしてお互いの特色をですね、さらに引き出すような合併というものに繋げていかなければならないというふうに思っております。平成3年にですね、飽託4町と熊本市が合併をしたわけでございますが、当初は合併賛否いろんな声が出ており、否定的な声もありましたが、

結果的にここに至りまして金峰山山麓でございますとか、有明海の一体が広がっていく中で、熊本市の魅力というものが更に広がったのではないかなというふうに捉えておりますが、富合町さんと今回、合併を進めていくことによりまして、今の車両基地というものも今の1つの大きな財産だと思っておりますし、今の田園地帯であれ、あるいは文化的な木原不動尊であれ、雁回山であれ、そういった特色を、更に引き出していくというか、伸ばしていくというか、そういうふうな長期的な中で、しっかりと進めていくということが必要ではなかろうかと思っておりますし、今の御指摘等を熊本らしさという部分を熊本市と富合町とが一体になることによりまして、更に高めていくような合併に繋げていきたいというふうに思っております。

よろしいでしょうか、原田委員さん。他にございませんでしょうか。

(ないとの返答有り)

会長

それでは委員の皆様方から、ないようでございますので、事務局から何か報告事項等ありますか。ありませんか。

(ないとの返答有り)

会長

それでは、ないようでございますのでこれもちまして、議事を終了とさせていただきます。委員の皆様方には長時間にわたりまして、誠に御協力いただきましてありがとうございます。以上で終わらせていただきます。

司会

それでは、最後に閉会の言葉を本協議会副会長であります村崎富合町長が申し上げます。

閉会挨拶

村崎 秀 富合町長

委員の皆さん方、また事務局の皆様方、大変御協力ありがとうございました。最終段階に入ってきておりますので、また後1～2回あるかと思いますが、その中で提案事項なり、また継続審議の分あたりも承認をいただきまして、早い時期に廃置分合ができるように、私たちが努力をしたいと思っております。今、富合町もいろいろなことをおっしゃいましたけれども、富合町は1,000町ぐらいの農地の土地があります。ほとんどですね、富合町は平坦地でありますので、不耕作がほとんどありません。そういうことでありまして農業と車両基地あたりも私の町の財産だと思っております。そういうことを含めまして、富合

町は捨てた町ではございませんので、皆様方も温かい目で引き取っていただきたいと思いますとおるところでございます。今日は大変御協力ありがとうございました。

司会

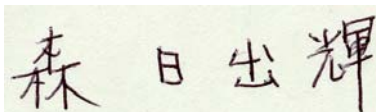
これをもちまして、第9回熊本市・富合町合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時50分閉会

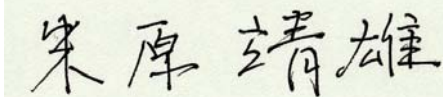
以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成19年10月12日

署名委員

Handwritten signature in black ink on a light green background, reading "森 日出輝" (Mori Hideo).

署名委員

Handwritten signature in black ink on a light green background, reading "朱原 靖雄" (Akahara Shigeo).